

実地指導結果 サービス種別：就労継続支援B型

令和2年3月31日現在（「所在地」「事業所名」は実地指導日現在）

申請者名	所在地	事業所名	実地指導日	文書による指導の内容	指導に対する 是正状況	備考
特定非営利活動法人むろとうみがめの会	室戸市	共同作業所むろとうみがめ	R1.9.5	水害・土砂災害を想定した訓練が実施されていないことが認められた。 水害・土砂災害の場合を含む地域の実情に応じた災害に係る訓練を実施すること。	改善済	
特定非営利活動法人ホップあきの会	安芸市	共同作業所ホップあき	R1.8.27	水害・土砂災害を想定した訓練が実施されていないことが認められた。 水害・土砂災害の場合を含む地域の実情に応じた災害に係る訓練を実施すること。	改善済	
社会福祉法人土佐厚生会	南国市	ウィール社	R1.11.28	なし		
社会福祉法人土佐厚生会	南国市	カトレア	R1.12.11	なし		
社会福祉法人土佐福祉会	土佐市	作業所土佐	R2.2.14	令和元年10月以降、送迎加算（Ⅱ）の要件は満たすが、送迎加算（Ⅰ）の要件を満たしていないことが認められた。 事業所で精査したうえで、令和元年10月以降に送迎加算（Ⅰ）を算定している事例は、送迎加算（Ⅱ）との差額を返還する等の措置を講じること。	改善済	
社会福祉法人幡多手をつなぐ育成会	四万十市	福祉工場「中村」	R1.7.31	なし		
特定非営利活動法人れいぼくの里どんぐり	土佐郡土佐町	れいぼくの里どんぐり	R1.7.2	①支給決定障害者の受給者証に必要事項を記載していないことが認められた。 指定就労継続支援B型サービスを提供するときは、当該サービスの内容、契約支給量、その他の必要な事項を支給決定障害者の受給者証に記載すること。 ②指定就労継続支援B型の利用に係る契約をしたときの市町村への報告が行われていないことが認められた。 指定就労継続支援B型の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告すること。 また、受給者証記載事項に変更があった場合も同様の取扱いとすること。 ③指定就労継続支援B型事業所の各室の用途について、指定時の届出から変更されているにも関わらず変更届が提出されていないことが認められた。 各室の用途に変更があったときは、当該変更に係る事項について10日以内に知事に届け出ること。	改善済 改善済 改善済	
特定非営利活動法人ら・ら・ら会	吾川郡いの町	作業所ら・ら・ら	R2.1.15	なし		
社会福祉法人さくら福祉事業会	吾川郡いの町	就労継続支援B型事業所「なのはな」	R2.1.15～16	なし		
社会福祉法人さくら福祉事業会	高岡郡佐川町	就労継続支援B型事業所さくら福祉事業所	R2.1.16	なし		
特定非営利活動法人日高わのわ会	高岡郡日高村	ライフファクトリー茂平	R1.7.10	①水害・土砂災害を想定した災害対応訓練が実施されていないことが認められた。 福祉避難所の指定を受けていることも踏まえ、水害・土砂災害の場合を含む地域の実情に応じた災害に係る避難対応訓練を実施すること。 ②指定就労継続支援B型事業所の各室の用途について、指定時の届出から変更されているにも関わらず変更届が提出されていないことが認められた。 各室の用途に変更があったときは、当該変更に係る事項について10日以内に知事に届け出ること。	改善済 改善済	
社会福祉法人津野町社会福祉協議会	高岡郡津野町	どんぐり農園グリュウネ	R1.9.27	指定就労継続支援B型の利用に係る契約をしたときの市町村への報告が行われていないことが認められた。 指定就労継続支援B型の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告すること。 また、受給者証記載事項に変更があった場合も同様の取扱いとすること。	改善済	
社会福祉法人土佐七郷会	幡多郡黒潮町	就労支援事業所ジョブなし	R1.10.10	なし		